

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び 監理技術者補佐の聖籠町発注工事における取扱いに関する運用について

建設業法第26条第3項ただし書^{※1}の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）について、聖籠町発注工事においては、下記のとおり取扱うこととします。

※1 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事現場に専任で配置した場合、監理技術者の兼務が認められる規定（特例監理技術者＝兼務が認められた監理技術者）

記

1 特例監理技術者の配置要件

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。
ただし、町長が別に認める場合はその限りではない。

(1) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め2件までであること。

ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。

(2) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
範囲については、工事現場が新発田地域振興局管内^{※2}、又は町長が当該工事にて適正に遂行できると認めた場合とする。

(3) 配置される特例監理技術者と監理技術者補佐は、発注される建設工事の検定種目に
応じた資格を持ち合わせていること。

※2 新発田市、胎内市、阿賀野市

2 適用日

本取扱いについては、令和3年4月1日から適用する。

3 施工体制上の留意点

監理技術者制度運用マニュアル[最終改正 令和2年9月30日国不建第130号]において、「特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない」とされていることに留意してください。

兼務可否事例

①発注機関	②発注機関	兼務	備考
聖籠町	聖籠町	○	町が兼務を認めた場合
国（新発田振興局管内）	聖籠町	○	振興局管内であるため
国（新発田振興局管外）	聖籠町	×	振興局管外であるため
新発田地域振興局	聖籠町	○	①が兼務を認めた場合
聖籠町	新発田地域振興局	○	町が兼務を認めた場合
新発田・胎内市・阿賀野市	聖籠町	○	①が兼務を認めた場合
聖籠町	新発田・胎内市・阿賀野市	○	町が兼務を認めた場合
聖籠町	新潟地域振興局	×	振興局管外であるため
聖籠町	新潟市・五泉市・阿賀町	×	〃
聖籠町	民間（振興局管内）	○	町が兼務を認めた場合
聖籠町	民間（振興局管外）	×	振興局管外であるため
聖籠町工事２本	新発田地域振興局管内	×	合計件数が超えるため
振興局管外	聖籠町	△	特例で町長が認めた場合

①：既存配置、②：新規配置と想定

※ 上記以外で町長が適正に遂行できると認めた場合は兼務を認めるため、案件が生じた際は都度協議とする。

【問い合わせ】

聖籠町役場 総合政策課 財政係

TEL 0254-27-2111（内線 262）

FAX 0254-24-2119

E-mail sousei@town.seiro.niigata.jp